

平成24年5月21日

関係各位

佐藤工業健康保険組合
理事長 國本尚志

健康診断及び人間ドックの受診期間の設定について(通知)

平素は当組合の事業運営に対し、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて先に平成24年3月12日付通知にてご案内の通り、組合が実施する保健事業については、公法人会計上の処理において未払金等の制度がなく、翌年度に前年度の会計処理をすることが違法処理とされるため、やむなく補助金の精算期限を設けさせていただきましたが、今般、補助金請求が精算期限に間に合わない事例が発生し、本日現在で2名の方について平成23年度分の人間ドック補助金が支給できない事態となりました。

当組合としては単なる手続き上の問題からの被保険者の不利益を防止すべく、健康保険組合の補助対象となる健康診断及び人間ドックについて下記の通り受診期間を設け、この期間内に受診をしていただくよう運用を変更させていただきますので、通知いたします。

記

	改正後	従来
健康診断・人間ドック受診期間	4月から翌1月末まで	4月から翌3月末まで
補助金請求書の提出期限	年度内の2月末日まで	翌年度の4月末日まで

本件の運用について被保険者にはご面倒を強いることとなりますが、現状では毎年3月に全体の2割程度が駆け込みで受診する事態が続いており、平成23年度実績では2～3月の受診者が年間補助数の39%を占め、労働安全衛生法に基づく健康管理業務運営の観点からも、望ましい状況とはいえません。

加えて厚生労働省の重点施策として推進されている特定保健指導が、これら健診結果に基づき実施されておりますが、当年度の保健指導実績は厚生労働省に対し翌年度の10月末が報告期限とされており、2～3月に健診を受けた人が特定保健指導に該当しても、当組合が本人に通知してから概ね6カ月の指導期間を要するために、これら該当者への組合の支援実績が実質的に報告期限に間に合わず、厚生労働省に対し指導実績として報告がなされていない状況にあります。

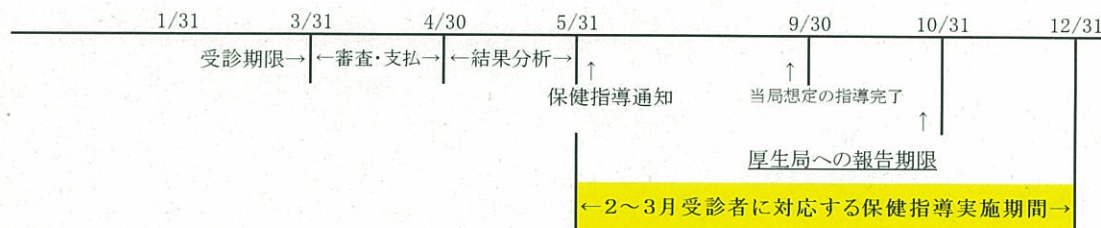
この特定保健指導の実施率と支援による改善率の実績いかんで、当組合に対する補助金の給付額が減額されたり、後期高齢者医療制度に対する組合からの納付金の支払額が割増されたりするため、現在の運用体制では当組合としては不利であり、対象者に対しても一人当たり約4万円の保健指導コストを組合が負担しているながら、実施総数の3割弱が組合の支援実績とならないことから、事実上の「捨て金」となっています。

今回、健康診断及び人間ドックの受診期間に制限を設けることにより、これらの問題も解決を図ることが可能となり、お預かりしている健康保険料の効率的運用および財政負担の軽減にも寄与できるものと考えております。

各事業所には、これらの運用方法変更に伴ってお手数をおかけすることとなりますが、事情をご賢察賜り、本通知の周知徹底と組合員の早期受診に向け、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上

<従来のスケジュール>



●問題点

- ・2～3月受診者に対応する保健指導が、厚生局への報告期限(10/末)に間に合わない。
- ・報告期限に間に合わないため、本来交付されるべき補助金を全額受けることができない。
- ・所見があった受診者に対し、年度内に効果的なアナウンスができない。
- ・早期受診者(4～9月)が少ないため、保健指導は個別実施せざるを得ない(高コスト)

<改正後のスケジュール>



●改善

- ・2～3月受診者を除外することにより、厚生局への報告期限(10/末)に間に合わせることができる。
- ・組合が交付を受ける補助金算定額にモレがなくなる。
- ・有所見者に対する施策を、年度内に実施することが可能。
- ・早期受診者(4～9月)の増加数によっては、保健指導を集団実施してコスト削減を図ることも可能。